

入 札 告 示

札幌市告示第 5964 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和元年 11 月 8 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 電話 011-211-2976

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和 2 年度敬老優待乗車証帳票（納付書）印字及び事後処理業務（年次）

(2) 数量

およそ 308,000 件

(3) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(4) 契約期間

契約日から令和 2 年 3 月 31 日まで

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方式

事前審査型入札方式

(7) 入札方法

納品物 1 件あたりの単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「製造業」、中分類「出版・印刷業」、または大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」、に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 次の要件をすべて満たす者であること。

ア 本告示に示した役務の実施に際し、指定期限までの納入が十分に可能な者

イ 役務に際し、取り扱う情報資産を保護するセキュリティ体制が整備されている者

ウ 用紙等の納品や本市職員の立ち会いのため、所在地が札幌市内である者

#### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付

この告示の日から入札書の受付期間終了までの毎日、札幌市ホームページの保健福祉局(契約情報)の当該役務調達に関するページにおいてダウンロード可能。

(下記のアドレスを参照)

※ <https://www.city.sapporo.jp/koreifukushi/keiyaku.html>

(2) 問い合わせ場所

上記1のとおり

(3) 入札参加資格申請受付期限

令和元年11月22日(金)17時まで

※ 本件入札案件への参加を希望するものは、上記期限までに入札説明書に示す書類を上記1の契約担当部局に提出しなければならず、開札までにおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札参加資格確認通知書の発行

令和元年11月26日(火)発送

(5) 入札の日時及び場所

日時：令和元年11月29日(金)15時30分

場所：札幌市役所本庁舎4階北側 高齢福祉担当局長会議室(札幌市中央区北1条西2丁目)

(6) 入札書の提出方法

上記(5)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること(送付及び電送による提出は認めない)。

(7) 開札

入札終了後直ちに上記(5)の場所にて行う。

#### 5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、入札告示において示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札

その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。